

「みなとみらい21地区におけるペットボトルのボトル to ボトルリサイクル事業」に係る参加規約

（事業の趣旨及び本規約の目的）

第1条 みなとみらい21地区は、一般社団法人横浜みなとみらい21（以下「YMM」という。）と横浜市との共同提案により、2022年4月に環境省から「脱炭素先行地域」に選定された。「脱炭素先行地域」では、参画事業者（計41施設/2024年6月時点）とともに「公民連携による大都市における脱炭素モデルの構築」に挑戦することとしており、その中の取組の一つとしてペットボトルのリサイクル等による資源循環の推進を目指している。

そこで、地域一体となった新たなペットボトルの循環リサイクルシステムの構築を目的に、みなとみらい21地区内で発生する使用済みペットボトルを巡回一括回収し、新たなペットボトルへ水平リサイクル（ボトル to ボトル）する取組として、「みなとみらい21地区におけるペットボトルのボトル to ボトルリサイクル事業」（以下「本事業」という。）を実施する。

本規約は、本事業に使用済みペットボトルを提供する施設（以下「参加施設」という。）の条件等を定めることを目的とする。

（参加施設の条件）

第2条 参加施設は、次の各号の条件を満たすものとする。

- （1）みなとみらい21地区に所在し、及び本事業の趣旨に賛同し、協力することができる事業用途の施設であること。
- （2）回収1回あたり5kg以上の使用済みペットボトルを提供可能であること。
- （3）使用済みペットボトルの収集場所について、車高制限が2.4m以上の施設であること。
- （4）別紙1に掲げる条件を満たした使用済みペットボトルの提供が可能な施設であること。
- （5）参加施設における使用済みペットボトルの排出者に対して、次に掲げる内容の周知及び啓発が可能な施設であること。
 - ア 使用済みペットボトルを、飲み残しや異物等中身のない状態で排出すること。
 - イ 使用済みペットボトルを、キャップ及びラベルを除去した状態で排出すること。
 - ウ 使用済みペットボトルを集約する袋の中に、別紙1の条件に適合しないペットボトル、ビン、缶その他の廃棄物が含まれないよう、分別して排出すること。
- （6）本事業への参加を希望する施設（以下「参加希望施設」という。）は、参加申込時点で、参加希望施設から提供される使用済みペットボトルに係る産業廃棄物処理委託契約を締結している事業者に対して、本事業への参加に関する情報提供を行い、了承を得ていること。
- （7）横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本号において「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団、条例第2条第4号に規定する暴力団員等、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- （8）神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がないこと。

(参加施設の実施事項)

第3条 参加施設は、本事業参加にあたり、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 参加施設における使用済みペットボトルの排出者に対して、第2条第5号アからウに掲げる内容の周知及び啓発を実施する。
- (2) 参加施設から発生する使用済みペットボトルを収集場所に集約し、第6条第2号の収集計画に基づき、ボトル to ボトルリサイクルを実施する者（以下「実施事業者」という。）に提供する。また、別紙1の条件に適合しない使用済みペットボトルを提供した場合は、迅速に適切な対応を行う。

(参加申込)

第4条 参加希望施設は、施設名称・所在地・電話番号等について、正確かつ最新の情報を、「事業参加登録申込書」（様式1）に記載してYMMに提出するものとする。

(参加申込の審査)

第5条 YMMは、前条の規定による参加申込があった場合は、参加希望施設が、第2条の条件に適合するか審査を行い、審査結果を次の各号のとおり通知するものとする。

- (1) 第2条の条件に適合すると判断した場合は、参加希望施設に対して、「参加承認通知書」（様式2）を交付し、参加を承認する旨を通知する。
- (2) 次のいずれかの事由があると判断した場合は、参加希望施設に対して「参加不承認通知書」（様式3）を交付し、参加を不承認とする旨を通知する。
 - ア 「事業参加登録申込書」（様式1）に虚偽又は不記載事項があった場合
 - イ 第2条の条件に適合しない者からの申込である場合
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、YMMが参加を不相当と認める場合

2 本審査に際して、YMM又は実施事業者は、必要に応じて参加希望施設に対し各種確認を行う。

(参加までの流れ)

第6条 参加施設が実施事業者の使用済みペットボトルの提供を開始するまでの流れは、次の各号のとおりとする。

- (1) YMMは、実施事業者及び本事業における関係者に対し収集に必要な情報を随時提供する。
- (2) 実施事業者は、参加施設と調整のうえ収集計画を作成する。収集計画の作成にあたっては、必要に応じて実施事業者が参加施設の収集場所等の確認を行う。
- (3) YMMは、前号により確定した収集計画を参加施設に対し送付する。
- (4) 参加施設は、前号の収集計画に基づき、実施事業者へ使用済みペットボトルを提供する。

(参加申込内容の変更)

第7条 参加施設は、第4条に基づき提出した「事業参加登録申込書」（様式1）の内容に変更がある場合、YMMに「登録内容変更通知書」（様式4）を提出する。ただし、「事業参加登録申込書」（様式1）の「3 収集について」に変更がある場合、参加施設は、速やかに実施事業者と調整を行い、「登録

内容変更通知書」(様式4)をYMMに提出し、調整結果を通知する。その際、YMM又は実施事業者は、必要に応じて参加施設に対し各種確認を行う。

(参加の辞退)

第8条 参加施設は、本事業への参加が困難となった場合には、本事業で提供する使用済みペットボトルの最終収集日の14日前までに、YMMに「参加辞退通知書」(様式5)を提出する。その際、YMM又は実施事業者は、必要に応じて参加施設に対し各種確認を行う。

(費用等の負担)

第9条 参加施設の費用等の負担は、次の各号のとおりとする。

- (1) 参加施設における、使用済みペットボトルを収集場所に集約するまでの工程や収集場所における分別等に要する費用は、参加施設が負担するものとする。
- (2) 実施事業者が参加施設の収集場所から使用済みペットボトルを収集する工程以降で要する費用は、実施事業者が負担するものとし、参加施設の負担は発生しない。
- (3) その他費用について、疑義が発生した場合は、参加施設、YMM及び実施事業者が協議の上、決定するものとする。

(事業前提条件及び注意事項)

第10条 その他、本事業における事業前提条件及び注意事項は次の各号のとおりとする。

- (1) 実施事業者はYMMが行う公募により決定し、事業期間は、2025年1月29日から2027年3月末までとする。期間満了後は実施事業者を新たに公募のうえ、本事業を継続実施する。なお、公募により実施事業者が決定しなかった時は、本事業の実施を中止する場合がある。
- (2) 「事業参加登録申込書」(様式1)に記載された情報は、実施事業者を公募するために必要最小限の範囲で、YMMより公表される。その際、特定の施設及び個人を識別できないよう、情報は匿名化したうえで提供するものとする。
- (3) 参加施設が本事業の収集日以外の日使用済みペットボトルを排出する場合、又は実施事業者の責めに帰さない事由により使用済みペットボトルの収集が困難となった場合は、参加施設の責任により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)等に基づき適切に処理を行うこととする。
- (4) 参加施設が、別紙1の条件に適合しない使用済みペットボトルを提供した場合は、実施事業者は収集を行わない。その場合、参加施設は別紙1の条件に適合するよう分別のうえ提供を行うか、前号による方法で適切に処理を行うこととする。
- (5) 参加施設から提供された使用済みペットボトルの量(重量又は袋数)及びリサイクル状況は、YMM又は実施事業者から参加施設に情報提供を行う。
- (6) 参加施設による実施事業者への使用済みペットボトルの提供は、処理料金に相当する金品の引渡しを伴わないものとする。
- (7) 本事業は、実施事業者が使用済みペットボトルを新たなペットボトルにリサイクルする原料として自主回収する事業であり、別紙1の条件に適合する使用済みペットボトルは有価物として取り扱い

う。従って、実施事業者への使用済みペットボトルの提供について、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理委託に係る契約書の締結や産業廃棄物管理票の交付は不要とする。

(8) 本事業開始後に、参加施設が提供する使用済みペットボトルが、別紙1の条件に適合しない状態が継続し、廃棄物処理法に適合しないおそれがあると判断される場合、YMM、実施事業者又は関係行政機関は、必要に応じて参加施設に対し改善を求めることがある。

(9) 前号により改善を求められたにも関わらず、改善が確認できない場合、YMM、実施事業者又は関係行政機関の判断により必要に応じて収集を停止し、本事業への参加承認を取り消すことがある。

(10) 本事業への参加申込手続に関し必要な事項は、別途定める「みなとみらい21地区におけるペットボトルのボトル to ボトルリサイクル事業参加申込手続要領」によるものとする。

(秘密保持)

第11条 YMM及び実施事業者は、本事業で知り得た参加施設の秘密情報（本規約に基づく様式により提供を受けた情報又は相手方が秘密である旨を明示して開示した情報）を、法令の定めによる場合を除き、相手方の事前承諾なしに第三者に開示、漏洩又は本事業以外の目的のために使用しない。

2 前項の規定にかかわらず、本事業における関係者へは秘密情報を必要な範囲で開示できるものとする。

3 前2項により秘密情報を開示する場合、秘密情報を開示した者は、秘密情報の開示を受けた者に対して、本規約と同様の秘密保持義務を課すものし、その義務の履行について一切の責任を負うものとする。

(協議事項)

第12条 本規約について疑義が生じた場合又は本規約に定めのない事項が生じた場合は、本事業における関係者が誠意をもって協議し、解決することとする。

回収する使用済みペットボトルの条件

① 識別表示マーク(PETボトル)のある、飲料用ペットボトルであること

識別表示マーク



がある

飲料用
ペットボトル



しょうゆ、みりん、ドレッシング、油など

飲料用ではない

調味料用ボトル

は対象外です。

識別表示マーク：再生資源として利用することを目的として、分別回収するための表示

② ペットボトルの中に、飲み残しや異物の混入がないこと

ペットボトルの中身は、**飲み切って空の状態**にしてください。

③ 無色透明のペットボトルであること

海外製の商品に多い、

カラーボトル

は対象外です。

④ 透明又は半透明の袋に集約し、袋の中に廃棄物の混入のないこと

缶

ビン

紙ごみ

NG!

廃プラスチック類

等の廃棄物を混入させないでください。





【参考】回収対象外のボトル

こんなボトルはボトルtoボトルできません！

カラーボトル	ウォーターサーバー用（ガロンボトル）	液体調味料 （しょうゆ、ドレッシング等）
		
食用油	洗剤	消毒用 アルコール
		

※回収対象外の理由

識別表示マークの無いボトル	最終製品の品質に影響を与えるなど、ボトルtoボトルリサイクルに適さないため。
カラーボトル	日本の飲料ペットボトルは透明が基本の規格であり、海外製の商品に多い色付きのボトルは、ボトルtoボトルリサイクルができないため。
ウォーターサーバー用（ガロンボトル）	ボトルtoボトルリサイクルに適した製品が限定的であり、回収やリサイクル処理の際に判別が困難であるため。
液体調味料ボトル ドレッシングボトル	「PET」では無いプラスチック製が多数あり、その混在を回避することが困難であるため。内側にリサイクルに適さない油分や色素が付着している場合の除去が困難であるため。
食用油のボトル 消毒用アルコールのボトル	「PET」では無いプラスチック製であり、その混在を回避することが困難であるため。内側にリサイクルに適さない油分や色素が付着している場合の除去が困難であるため。

みなとみらい21地区におけるペットボトルのボトル to ボトルリサイクル事業
参加申込手続要領（追加募集）

1 要領の目的

本要領は、「「みなとみらい21地区におけるペットボトルのボトル to ボトルリサイクル事業」に係る参加規約」（以下「参加規約」という。）で定める参加施設の参加申込に関し、必要な事務手続きを定めることを目的とする。

2 参加条件

参加規約第2条を参照すること。

3 参加申込方法

（1）提出書類

事業参加登録申込書（様式1）

（2）提出期限

随時受付

※本事業への参加開始時期（使用済みペットボトルの提供開始）は、原則、年2回（4月、10月）とし、各参加開始月の各前月末までに「事業参加登録申込書」（様式1）を提出すること。

※具体的な回収開始日等の詳細は、実施事業者と参加申込施設が協議、調整のうえ、決定

（3）提出方法

電子メール

（4）提出先

〒220-0012

横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号 クイーンズスクエア横浜クイーンモール3階
一般社団法人横浜みなとみらい21

担当：企画調整部 樋口、安原

TEL：045-682-4404

E-mail：mm21zeroemissions@ymm21.or.jp

4 事業前提条件及び注意事項

- ・使用済みペットボトルは、実施事業者により、週1～6回の頻度で回収される。
- ・使用済みペットボトルの具体的な収集頻度及び曜日は、参加施設より提出された「事業参加登録申請書」（様式1）に基づき、実施事業者が参加施設と協議のうえ決定する。なお、収集頻度は時季により、実施事業者が参加施設と協議のうえ変更となる場合がある。

5 審査結果の通知

審査後、参加規約第5条の規定に基づき、審査結果を「事業参加登録申請書」（様式1）に記載された連絡担当者の電子メールアドレス宛に通知する。

6 事業の流れ（予定）

時期	実施事項
2024 年 9 月	参加施設の募集
2024 年 10 月	参加施設の決定、実施事業者の公募開始
2024 年 11 月	実施事業者の決定
2024 年 12 月	実施事業者と参加施設との収集日等の調整、収集計画の確定
2025 年 1 月 29 日～	事業開始（使用済みペットボトルの提供開始） ※今後、参加施設は随時募集・申込受付 ※参加開始時期は、原則、年 2 回（4 月、10 月）
2027 年 3 月	事業実施期間満了
2027 年 4 月～	次回公募により新たに決定した実施事業者により事業継続